

厚岸町規則第13号

厚岸町特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則

厚岸町特定不妊治療費助成規則（平成28年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夫婦」を「者」に改める。

第3条第2号中「夫及び妻」を「夫婦」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「夫及び妻」を「夫婦」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 婚姻をしている夫婦又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(以下これらを「夫婦」という。)

第3条第1号及び第2号中「夫及び妻」を「夫婦」に改める。

第4条第1号中「、北海道が助成する額と同額とし」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象として適用する。